

議案第 80 号

専決処分につき承認を求めることについて

(盛岡市市税条例の一部を改正する条例)

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、公的年金等の所得を有する65歳未満の給与所得者に係る個人市民税の徴収方法の変更、国民健康保険税の基礎課税額限度額及び後期高齢者支援金等課税額限度額の改定並びに特例対象被保険者等の国民健康保険税の課税の特例について定めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

公的年金等の所得を有する65歳未満の給与所得者について、公的年金等の所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額に合算して特別徴収の方法により徴収できることとする。

(2) 国民健康保険税関係

ア 限度額について

(ア) 基礎課税額限度額を47万円から50万円に改める。

(イ) 後期高齢者支援金等課税額限度額を12万円から13万円に改める。

イ 保険税課税の特例について

特例対象被保険者等(※)に係る保険税は、離職の翌日から翌年度末までの期間、算定対象となる年の給与所得の金額を当該額の 100分の30に相当する金額として課税する。

(※)特例対象被保険者等とは、雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小等に伴い離職した者、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該労働契約が更新するに至らなかった者等で、雇用保険法（昭和49年法律第 116号）に規定する基本手当の支給を受けることができる資格を有するものをいう。

(3) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）の改正に伴い、同法を引用している条項を整理する。

3 施行期日

平成22年4月1日。ただし、2(3)については、同年6月1日。